

平成27年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,022件、契約金額は約355.8億円である。また、競争性のある契約は1,627件（80.5%）、約316.0億円（88.8%）、競争性のない随意契約は395件（19.5%）、約39.8億円（11.2%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少している（件数は、45件の減、金額は0.8億円の減）が、主に職員宿舎の借上の減少と訓練用機器のリースの減少であること。

職員宿舎の借上げが減少した理由については、職員宿舎の入居期間の満了によるものであること。また訓練用機器のリースが減少した理由は、リース契約としていた訓練用機器のうち一部の訓練用機器については、リース調達をするよりも購入した方が経費を縮減できるものがあり、これらの機器について、リース契約から購入契約に切り替えたことによるものである。

表1 平成26年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調達全体像 （単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.1%) 1,817	(87.3%) 307.3	(78.6%) 1,589	(88.2%) 313.7	(△12.5%) △228	(2.1%) 6.4
企画競争・公募	(1.7%) 39	(1.2%) 4.1	(1.9%) 38	(0.6%) 2.3	(△2.6%) △1	(△43.9%) △1.8
競争性のある契約(小計)	(80.8%) 1,856	(88.5%) 311.4	(80.5%) 1,627	(88.8%) 316.0	(△12.3%) △229	(1.5%) 4.6
競争性のない随意契約	(19.2%) 440	(11.5%) 40.6	(19.5%) 395	(11.2%) 39.8	(△10.2%) △45	(△2.0%) △0.8
合計	(100%) 2,296	(100%) 352.0	(100%) 2,022	(100%) 355.8	(△11.9%) △274	(1.1%) 3.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、

契約件数は244件（15.0%）、契約金額は約30.7億円（9.7%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている（件数は102件、29.5%の減、金額は約7.9億円、20.5%の減）が、主に一者応札・応募となった要因の把握・分析に努め、分析内容を踏まえた取組を実施した結果、一者応札・応募が減少したものであること。

一者応札が大幅に改善された調達品目の一例としては、電気需給契約が挙げられ、契約締結から履行開始までの期間を十分に設定し、業務実施に係る準備期間などを十分に確保したこと、仕様書に月毎の使用電力量実績を記載し、応札者が、仕様内容を容易に理解できるようにしたことなどが改善に繋がったものであること。

表2 平成26年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成25年度		平成26年度		比較増△減	
2者以上	件数	1,510	(81.4%)	1,383	(85.0%)	△ 127	(△8.4%)
	金額	272.8	(87.6%)	285.3	(90.3%)	12.5	(4.6%)
1者以下	件数	346	(18.6%)	244	(15.0%)	△ 102	(△29.5%)
	金額	38.6	(12.4%)	30.7	(9.7%)	△7.9	(△20.5%)
合計	件数	1,856	(100%)	1,627	(100%)	△ 229	(△12.3%)
	金額	311.4	(100%)	316.0	(100%)	4.6	(1.5%)

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3）比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のある契約のうち一者応札・応募の件数の割合について機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度と比較して低減を図り、調達の改善に努めることとする。

（1）競争性のある契約の調達

競争性のある調達について、平成27年度においては、以下の取組を実施することで、機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者応札・応募件数の割合よりも低減を図ることとし、調達の改善に努め、適切な調達を目指す。

【競争性のある調達について、平成27年度調達のうち一者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者応札・応募件数の割合（19.0%）と比較して低減を図る。】

取組実施内容

平成27年度においては、一者応札・応募の改善のため、入札説明書等を受領したが、応札しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、「一者応札・応募案件に係る要因分析・改善措置調書」により一者応札等となった要因の把握・分

析、次回調達時の改善措置立案を策定し、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行うことで機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の一者応札・応募の件数の割合と比較して低減を図ることとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することとなる案件であって、法令により相手方が限定されているもの（NHK受信料、PCB（高濃度）処理等）、場所が限定され供給者が特定されるもの（土地、建物の賃借、光熱水料及び清掃料等、賃借建物の原状回復工事等）、官報掲載費、ガス、水道等の公共料金、後納郵便料、再販売価格（新聞購読料、供給元が出版社に限定されている図書等）の契約であって契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、随意契約を締結することになる案件については、事前（当該調達に係る計画を作成した時点）に機構本部内に設置された検証チーム「随意契約検証チーム」（検証チームの主査は本部契約第一課長）において、機構本部の調達を要求する部署及び各施設の調達を要求する部署等（以下「調達原課等」という。）から提出された随意契約協議書（随意契約によらざるを得ない理由を記載したもの）をして、機構の会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか厳正なチェックのもと点検を実施の上、随意契約検証チームの承認を得なければ、調達手続を開始できない仕組みとする。【**随意契約検証チームによる点検を行ったか。**】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

適正な調達事務に資するため、機構本部及び施設の契約事務担当者向けに調達に関する「契約方法等のガイドライン」及び「契約事務手続マニュアル」を作成している。なお、契約事務担当者向けには、「自主点検マニュアル」を作成の上、調達案件ごとに自主点検シートにより調達手続開始前及び調達手続の節目毎（予定価格作成時、入札執行時）に事後の点検を行い、調達手続きに誤りのないよう契約事務担当者自らの自己点検を実施している。さらに、調達案件ごとに委員長（契約締結権限を有する者）、調達原課の長、調達手続を実施する課の長から構成される「入札・契約手続運営委員会」を設置の上、競争参加資格の設定及び競争参加資格の有無、見積相手方の妥当性、一者応札・応募となった場合の改善策などを調査審議の上、調達手続における法人内部の内部統制の強化に資することとしている。また不祥事の発生の未然防止のための取組として、発注者の立場に立った公正な調達手続を確保するため、機構職員が「事業者との接触を図る際の留意事項」を定めており、これに基づき不断にコンプライアンスの徹底に努めるものとする。【**自主点検マニュアル**】

において、定められた事項を実施しているかを確認するために、各施設における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定、策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制の構成や役割等（調達等合理化検討会等）

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

【調達合理化検討会】

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	契約第一課長、契約第二課長

また、随意契約の点検を迅速に行うことができるよう調達原課等から事前に機構本部契約第一課あてに随意契約に拠らざるを得ない理由を記載した「随意契約協議書」により協議を行い、本部において契約第一課長を主査とする随意契約検証チームを設置の上、当該チームによりこの内容が適切であるか厳正なチェックのもと、随意契約検証チームの承認を得なければ調達手続を開始できない仕組みとする。

【随意契約検証チーム】

主査	契約第一課長
副査	契約第一課長補佐
チームメンバー	契約第一課総括係長
	契約第一課工事契約係長
	契約第二課契約第一係長
	契約第二課契約第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化検討会が策定した計画及び計画の自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2カ年連続一者応札・応募案件、一者応札・応募案

件となったもの) に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び計画の自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。